

和光都市計画事業

和光市駅北口土地区画整理審議会

会長 金子 正義 様

和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業における換地設計の一部について変更する必要が生じたので、別紙調書及び図面のとおり換地設計を変更したい。

については、貴会の意見を伺います。

平成26年5月28日

和光都市計画事業

和光市駅北口土地区画整理事業

施行者 和光市

代表者 和光市長 松本 武洋

和光都市計画事業

和光市駅北口土地区画整理審議会

会長 金子 正義 様

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第96条第3項の規定により、貴会に諮問した保留地の一部を別紙の調書及び図面のとおり変更したい。

については、貴会の同意を求めます。

平成26年5月28日

和光都市計画事業

和光市駅北口土地区画整理事業

施行者 和光市

代表者 和光市長 松本 武洋

和光都市計画事業

和光市駅北口土地区画整理審議会

会長 金子 正義 様

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第98条第3項の規定により貴会に諮問した仮換地指定の一部を別紙の調書及び図面のとおり変更したい。

については、貴会の意見を伺います。

平成26年5月28日

和光都市計画事業

和光市駅北口土地区画整理事業

施行者 和光市

代表者 和光市長 松本 武洋